

化管法対象物質の見直し等に関する審議状況 について

令和2年2月26日

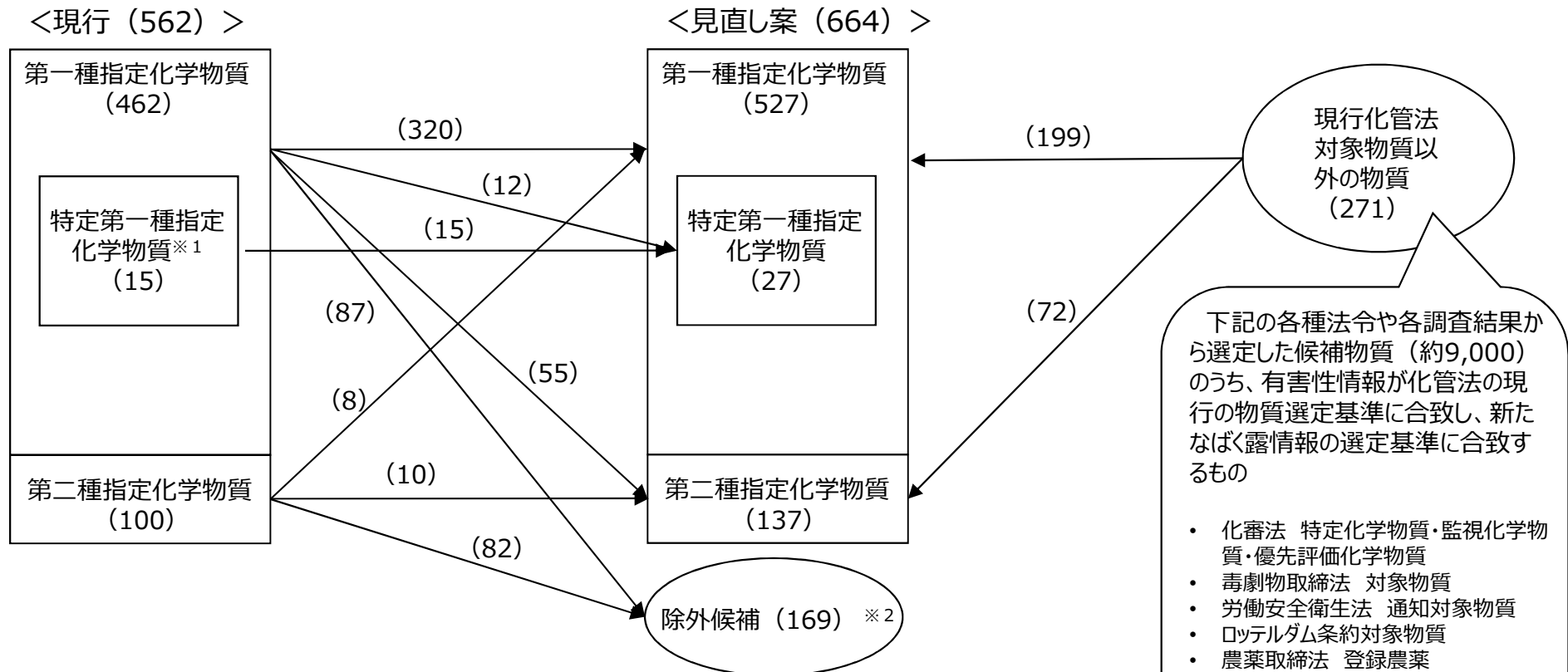
環境省 大臣官房環境保健部

環境安全課

見直しによる化管法対象物質数の概況

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は664物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は27物質。

(数字は物質数を示している)



※ 1：特一は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1（11物質）」、「生態影響からの指定（有機スズ化合物）」を対象としている。

※ 2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの）を対象としている。

下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質（約9,000）のうち、有害性情報が化管法の現行の物質選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致するもの

- 化審法 特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質
- 毒劇物取締法 対象物質
- 労働安全衛生法 通知対象物質
- ロッテルダム条約対象物質
- 農薬取締法 登録農薬
- 自治体条例対象物質
- 諸外国によるPRTR対象物質
- 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

化管法の見直しに係る今後の課題への対応

- 化管法目的に照らしてより実効性のある制度となるよう、引き続き、見直しに係る検討を行っていくことが必要。
- 例えば今回の見直しの過程で生じた以下のような課題については早期に検討に着手し、定期的な進捗管理を行いつつ計画的に検討を進め、今後の見直しに繋げていく予定。

①有害性の観点からの課題

- ✓ 近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えばある物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確からしさや、従来とは異なる生物種を用いて行われた試験について、試験結果が大きく異なった場合の物質選定における扱いを検討予定。

②ばく露の観点からの課題

- ✓ PRTR届出外排出量については、推計対象としなかった排出源が複数存在しているため、個別の対象物質への排出量への寄与割合も勘案しつつ、推計方法の検討を進める予定。
- ✓ 推計を行うことが難しい場合において、届出、届出外情報双方の不確実性に留意した物質選定のあり方について検討予定。
- ✓ 化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携しながら、化管法の物質選定のための排出係数の設定等について検討予定。
- ✓ モニタリングによる一般環境中での検出状況は、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、最も確度の高い指標とされていることから、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施に努める予定。

③その他の課題

- ✓ 新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえつつ、事業者における届出や情報の提供等の物質範囲の明確化について検討予定。
- ✓ 化管法対象から除外される現行対象物質について、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。
- ✓ また、国においては、製造・輸入状況、用途の変化の把握、推計排出量への影響を定期的に把握したうえで、必要に応じて一般環境中での存在の監視を行っていく予定。